## 規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令
規制の名称	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正(麻薬、特定麻薬向精神薬原料の指定)
規制の区分	新設、改正(拡充、緩和)、廃止
担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
評価実施時期	平成31年4月
規制の目的、内容及び必要性	①規制を実施しない場合の母来予測(ベースライン) 麻薬及び向精神薬の計画による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としている。 ・

直接的な費用の把握	③「遵守費用」 (遵守費用について) 上記9物質(①~⑨)を麻薬に指定した場合、現行より厳重な取り扱いが義務づけられることになる。一般的に新規に麻薬を取り扱う者には、 ① 免許、許可等の申請にかかる申請費用、事務負担 ② 麻薬保管設備の設備費用 ③ 各種届出、報告、記録に係る事務負担 ④ 廃棄方法の遵守等の負担 が増加すると考えられる。 また、2物質(⑩、⑪)を特定麻薬向精神薬原料に指定した場合、現行より厳重な取り扱いが義務づけられることになる。一般的に新規に特定麻薬向精神薬原料を取り扱うとする者には、 ① 届出に関する事務負担 ② 輸出入業者の届出及び輸出入の際の届出に係る事務負担 ③ 各種記録に係る事務負担 が増加すると考えられる。 (行政費用について) 当該11物質を麻薬又は麻薬向精神薬原料に指定した場合、取締りに関する業務については強化されるが、これらの業務は現行体制で対応可能であると考えられるため特段の新たな費用は発生しないものと考える。
直接的な効果(便益)の把握	⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 当該11物質を麻薬又は特定麻薬向精神薬原料に指定した場合、取締りの対象となることにより、乱用による保健衛生上の被害を防止し、治安の維持が図られるとともに、保 健衛生上の危害の発生を防止し、公共の福祉の増進が図られると考える。 ⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握 麻薬乱用防止にかかる金銭価値化は不可能である。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 麻薬輸出入業者、麻薬製造業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者・麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者等の麻薬取扱業者は、免許が必要。 また麻薬取扱業者が麻薬を輸出入・製造・小分けする場合、許可が必要。さらに麻薬取扱業者等は、麻薬保管施設等の初期投資が必要。 特定麻薬向精神薬原料については、届出に関する事務負担、輸出入業者の届出及び輸出入の際の届出に係る事務負担、各種記録に係る事務負担等がかかる。
	<u>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証</u> 保健衛生上の危害につながる恐れが大きいと判断した当該11物質を麻薬又は特定麻薬向精神薬原料として指定し、これまでより厳しい取締りの対象とすることにより、当該物質により発生する健康被害等を抑制することが可能となり、国民の保健衛生上の危害の発生が防止できる。麻薬又は向精神薬原料を指定した際に発生する費用を比較すると、効果が費用を正当化できることは明らかであると考える。
代替案との比較	<ul> <li>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</li> <li>上記9物質(①~⑨)は、いずれもすでに指定薬物としてその製造、販売、所持等が原則として禁止されているにもかかわらず、国内外での流通実態があり、麻薬として指定されている物質と同種の有害性があると認められた物質であり、国際条約においても、麻薬相当と認められた物質である。当該9物質を麻薬に指定することは、輸出入から施用に至るまで厳しく取締の対象とした上で、当該物質の不正流通を遮断し、乱用を防止するものであって、「国民の健康被害を防止し、社会全体の保健衛生を向上させ、安全で安心して暮らせる社会を実現させる」という政策目的を達成する上で最も適切な手段であると考えられ、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定しがたい。また、上記2物質(⑪、⑪)を特定麻薬向精神薬原料に指定し、当該物質の輸出入を厳しく監視し、不正麻薬の製造を防止し、乱用を防止するものであって、「国民の健康被害を防止し、社会全体の保健衛生を向上させ、安全で安心して暮らせる社会を実現させる」という目的を達成する上で最も適切な手段であると考えられ、同様の目的を達成し得る代替案は想定しがたい。</li> </ul>

その他の関連事項	①評価の活用状況等の明記 ・平成30年度第1回依存性薬物検討会(平成31年2月18日実施) ・平成30年度第1回依存性薬物検討会(平成31年2月18日実施) 依存性薬物検討会にあっては、審査資料や参考資料等、評価に利用した全ての資料は非公表としている。理由については、資料を公表した場合、法の規制検討対象物質について、どのような特性や濫用状況を勘案して規制しているか、つまり規制基準の考え方が明らかになり、反社会的勢力によって悪用されるおそれがあるからである。よって、それらの資料等は一切記載することは出来ない。
事後評価の実施時期等	<u>⑪事後評価の実施時期の明記</u> 新たに麻薬又は特定麻薬向精神薬原料に指定される当該11物質は、今後の社会情勢に照らしたとしても、麻薬たりうるものが乱用された場合、保健衛生上の危害が大きいこと に変わりなく、国際条約により規制物質とすることが決まっているものであることから、現時点での見直しは予定していない。